

国立大学法人京都教育大学の第3期中期目標・中期計画の項目等

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>京都教育大学は、社会の礎となる教育の役割を深く認識し、「学芸についての深い研究と指導とをなし、教養高き人としての知識、情操、態度を養い、併せて教育者として必要な能力を得させること」を大学の目的とし、教員養成を主たる役割とする単科大学として、これまでもその目的の達成に努めてきている。今後、持続可能な社会の実現において、とりわけ学校教育は、学びを組織的系統的に導き・支援する重要な仕組みであり、その学校教育に携わる人材養成の役割は大きい。そこで、本学では第1期・第2期中期目標期間において、学内の人的資源を教員養成に集中するため、いわゆる新課程であった総合科学課程の募集を停止して教員養成課程に一本化(平成18年度)するとともに、教員養成高度化に対応するため、連合教職実践研究科(専門職学位課程)の設置と教育学研究科(修士課程)の教育実践力向上のためのカリキュラム改革(平成20年度)、学長を補佐する体制の強化(平成23年度以降)などに取り組み、教員養成に対する社会の要請に応えてきた。</p> <p>第3期中期目標期間においては、教育学研究科と連合教職実践研究科の双方の特色を活かして、教員養成高度化において相乗効果を発揮する、相互補完的で柔軟な教育体制を構築し教員養成の未来像を追求する。また、歴史と伝統文化のまち京都での立地と様々な特徴を持った附属学校を有する特色とを活かし、附属学校と一体となって、グローバル化する社会や複雑多様化する教育の諸課題に対応し、地域の教育力の向上に貢献することを目指す。あわせて、専門的な学識に裏打ちされた教育実践力、教育実践の場における教育課題を探究し解決に向けて研究を遂行する力、及び継続的に自己研鑽を図る力を備えた「学び続ける教員」の養成と支援を通じて、地域に密接して義務教育に関する教員養成機能の中心的役割を担いつつ、近畿地域を中心とした広範な地域の教員養成機能の一翼を担っていくことを目指している。そのため、以下の項目を基本的な目標として定め、重点的に取り組む。</p> <p>○教育に関する基本的な目標</p> <p>教育学部、大学院教育学研究科・連合教職実践研究科が連携し、教育に関する理解を深めるとともに、現代的教育課題に対応できる資質能力を備えた実践的指導力を有する教員を養成する。</p> <p>また、市民としての社会的責任を自覚し、教職に就く者にふさわしい倫理観及び人権尊重の意識を有した人材を養成する。</p> <p>○研究に関する基本的な目標</p> <p>学芸について知を生み出す基礎研究、その成果を教育に活かす応用研究、さらに教育の場につなげる実践研究などの学術研究を推進する。</p> <p>○社会貢献に関する基本的な目標</p> <p>京都府教育委員会・京都市教育委員会等との連携を深め、「学び続ける教員」へ</p>	

の支援など地域の教育の発展に向けた活動に取り組む。また、大学の特色を活かした社会との連携やグローバル化に向けた活動を活発化させる。

また、教育大学としての実績を踏まえつつ、教育研究基盤の一層の充実を図る観点から、他大学との連携協力を推進する。

○大学運営に関する基本的な目標

大学としての個性と特色を明確にして社会に発信するとともに、大学の役割を全うするために、学部・大学院、附属学校、附属センターの運営体制を強化する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、大学院を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

[学士課程]

○初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教育課程を体系化し質保証を行いつつ実践的指導力を有する教員を養成する。

[学士課程]

○地域の義務教育に関する教員養成機能の中心的役割を担うとともに、京都の特性を活かし、近畿を中心とした広範な地域の教員養成機能の一翼を担う。

[大学院修士課程]

○学校教育における教科や教育課題を基軸として、現代的教育課題に対応できる教育の理論と実践に関する優れた能力を有する教員を養成する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

○高い倫理観と人権意識を備え、かつ初等中等教育段階における高度な専門的指導力と実践的指導力を有し、現代的教育課題に対応できる教員を養成するために平成28年度から教育内容を見直し、教育課程の体系化を更に推し進める。

[学士課程]

○地域の義務教育において中心的役割を担う教員を養成し、京都府における小学校教員養成占有率を20%以上に維持するとともに、京都を中心に広範な地域に向けて輩出し、教員就職率を70%以上に維持する。

[大学院修士課程]

○教育実践に関する科目を柱として専修各分野の理論と教育実践を結ぶ教育課程の充実を図ることによって、専門的な学識に裏打ちされた教育実践力と研究遂行力を有した学校教育において指導的立場に立ちうる教員を養成し、教員就職率を70%以上に維持する。

○大学院段階の6年制教員養成高度化コースについては、平成28年度から教員インターンなどの学校における活動と「教職実践研究」を必修化し、「教職実践研究」への専修横断的なグループ学習の導入等によって、アクティブ・ラーニングなどの新しい学習をデザインできる実践的指導力を高める教育課程を実施し、教員就職率90%を達成する。

[大学院専門職学位課程]

○京都の大学の連合による連合教職大学院の特長を活かして、現代的教育課題に対応できる資質能力を備えた実践的指導力を有する教員を養成し、近畿を中心とした広範な地域の教員養成機能の一翼を担う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

○社会の要請に応えるため、将来の教員養成像を見通して教員養成高度化に対応する教育の実施体制へと移行する。

○学生に対して教員としての確かな実践的指導力を育成するため、学校現場における指導経験を有するなどの学校現場に通じた大学教員を増加させる。

(3) 学生への支援に関する目標

○教員養成教育から就職指導に至るまで一元化した学生支援体制を充実させる。

[大学院専門職学位課程]

○連合参加大学と京都府・市教育委員会との連携・協働により、学部新卒院生については、教員就職率を90%以上に維持する。現職教員院生等に対しては、地域と学校における中核的中堅教員や学校管理職等として活躍する教員を養成するとともに、修了5年後に職場における管理職の割合などについて、アンケート調査や面談によって追跡調査を継続的に行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教学支援の充実、教育の質の保証のため、教学に関するデータを収集・分析する実施体制を整備する。

○教育活動に対する評価結果を教育の質の向上や改善に結びつけるため、引き続きFD委員会を中心として、FD研修、授業アンケートからのフィードバック等の活用など、組織的な取組を行う。

○教科・教職の専門性、教育実践力及び教育実践に関する研究遂行力を有する教員を養成するため、教育学研究科修士課程と連合教職実践研究科専門職学位課程の双方の特色を活かした、相互補完的で柔軟な教育体制を構築する。

○学校現場で指導経験のある大学教員の割合を20%以上に維持するとともに、学校現場で指導経験のない新規採用の大学教員全員に附属学校を活用した研修を実施し、研修を受けた教員と学校現場で指導経験のある教員を合わせた割合を拡大し、第3期中期目標期間には40%以上にする。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○就職支援を強化するために、教育支援センターの現地教育部門及び就職・キャリア支援部門と関連する委員会とが連携し、入試区分ごとの履修状況、就職状況等のデータを一元的に管理・活用する。また、1回生から指導教員等による進路指導を充実する。

○大学生生活に対する学生の多様なニーズを把握し、学生相談体制を充実させ、学生の課外活動及び自主的活動を支援するとともに、学修環境を充実させる。

○学生生活に関する多面的・継続的な調査を行うとともに、学生と大学の情報交換の場を設け、学生の多様なニーズを把握する。また、学生に対する経済的支援においては、入学金・授業料等免除、奨学金貸与について、各学生の状況をよく見極め、きめ細かく対応する。さらに、外部の奨学金制度の案内・紹介をより充実して行う。

○障害のある学生や留学生など特別な支援を必要とする学生に対しては、教員や関連事務組織、支援学生等が連携し、支援される学生も含めた懇談会の開催やチューターなどの支援者の配置を工夫するなど、個人の状況に応じた支援をきめ細かく行う。

○質の高い教員を養成するため、学生科研費 e-Project や支援の必要な学生へのピアサポートなど、学生の課外活動や社会活動等多様な自主的取組を積極的に推進するとともに、モラル人権意識を高めるために学生自治会によるリーダーズトレーニングや研修会など学生の自主的取組を人的、金銭的に支援する。

○高い教育実践力やコミュニケーション能力を育成するために、図書館や自習室などの自主的学習環境について、利用者のニーズに合わせた、グループ学習、アクティブ・ラーニング形式の学習、模擬授業、個人学習等のための環境整備を行う。

○学生の自主的学習やICT活用指導力向上のための基盤として、情報機器や情報ネットワーク等を整備充実するとともに、全学生に対して、教育実習や卒業研究等でのICT機器の積極的な活用を促す。

○京阪奈三教育大学の連携を推進し、引き続き三大学の学生の自主的活動を支援し、三大学合同による学生主体の合同セミナーや教員採用説明会等を継続的に開催する。合同セミナーは、対面セミナーだけでなく、TV会議システムも活用し、学生の自主的な企画・運営を支援し、学生の主体性を引き出す。また、教員採用説明会については、双方向遠隔授業システムを活用する。

(4) 入学者選抜に関する目標 (高大接続関連の記載が必要)

○アドミッション・ポリシーに基づき、教職を強く志望し、適性の高い学生を入学させるため、高大連携事業を推進するとともに、多様な入学者選抜を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

○教職を強く志望し、かつ適性の高い学生を入学させるため、入学から卒業までの教学データの分析を基に、入試方法の改善を進める。

○京都府各地域の初等教育に貢献する教員を養成するために、地域指定推薦入試を引き続き実施する。

○高校での教職に関連したカリキュラムの実施を支援し、教員養成と繋ぐために、高等学校や教育委員会と高大連携事業を実施するなど高大接続を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○学芸についての基礎研究・応用研究とその成果を教育に活かすために教育の現場が直面する課題につながる実践研究に重点を置いて、総合的に教育に関わる学術研究を推進する。

○研究活動の成果を広く社会に公表するとともに、積極的に学校教育や研修事業等に活かして社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

○大学の目的に沿った研究を発展させるため、効果的な研究実施体制を整備する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

○教員の専門分野に係る基礎研究・応用研究やその成果を教育に活かす実践研究等で外部資金の獲得につながる研究を、学長裁量経費を活用して支援する。

○学部・研究科と附属学校とが連携して、『『グローバル人材育成プログラム』の開発—幼稚園から大学までの系統的カリキュラムの策定を目指して—』に引き続き取り組むとともに、特別支援教育やいじめ・不登校等の現代的教育課題に関する研究事業を実施する。

○教育委員会等、他の教育機関と連携して教育現場のニーズに応える共同研究や協働プロジェクトを企画・実施する。

○大学ホームページ内の研究活動に関する部分及び学術情報リポジトリを更新・整備するとともに、シンポジウム等を開催して研究活動の成果を広く社会に公表する。

○組織的な共同研究や研究プロジェクトの成果を附属教育実践センター機構の各センターの事業等を通して社会に還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教育研究交流会議を通じて、附属学校や大学の教員集団による、大学のFD研究やカリキュラム開発等に関する組織的な研究を企画・実施する。

○教育に関する若手研究者の挑戦的な研究に対して、特別枠を設けて支援する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

○初等・中等教育に関わる教員のリーダーとして地域の教育に貢献する人材の養成や現職教員を支援する先進的研修等の研究開発の取組によって、地域の教員養成・研修高度化において中心的役割を担う。

○教育委員会の管理職及び公立学校長で構成される「京都教育大学連携協議会」を毎年3回程度開催し、養成すべき教員像、現職教員の研修の在り方、教員養成・研修の高度化の方策等について実質的な意見交換を行う。

○教員養成大学の特色を活かした地域貢献と学生教育を融合する観点に立ち、大学資源の地域への開放を積極的に行う。

○連合で運営されている教職大学院の強みである学外との連携を一層充実させ、国内外の大学と現職教員の研修についての研究交流を行う。

○京阪奈三教育大学の連携により、教員養成・研修の高度化と質保証、新たな学びに対応できる次世代教員養成及び教員研修の課題に協働して取り組み、平成29年度までに各連携拠点で開発されたプログラム等を点検・実施し、平成30年度以降は、その成果に基づき各連携拠点の機能を充実させて運営を継続しつつ、京阪奈地域におけるリージョナル・レベルでの教員養成・研修高度化のための連携モデルを構築する。また、教職キャリア高度化センターを核として、初任期教員のためのインターネットを通じたWebポートフォリオシステムやWeb講義、教員免許状更新講習等、初任期の教員支援や研修高度化等の事業を推進する。平成28年度には大阪教育大学と奈良教育大学の教員も参加したWeb講義を実施する。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標

○国際的な視点に立った研究を推進し、国内外の研究交流を促進する。

○グローバルな社会発展を理解するとともに、人や文化の多様性を尊重し、教育実践に活かすことのできる教員を養成する。

○異文化理解とコミュニケーション能力を備え多文化共生社会で活躍できるグローバルな人材を育成するためのカリキュラムを開発するとともに、グローバルな人材を育成できる教員を養成する。

(2) 附属学校に関する目標

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

○国際的な視点に立った研究活動への支援を行うとともに、学生・教員の留学や海外からの受入に対する支援を行う。

○社会のグローバル化に対応できるよう、人や文化の多様性を理解・尊重し、教育実践に活かすことのできる授業や交流活動を実施するとともに、学生が主体となって実施するプログラムについても国際的な視点に立った活動を積極的に支援する。

○幼稚園から高等学校までの附属学校と協働で、それぞれの学校段階を通じた日本文化理解、異文化間コミュニケーション能力、英語運用能力等を育成する系統的な教育プログラムの開発研究に平成26年度から取り組んでいる。第3期中期目標期間は、平成30年度までにグローバルな人材を育成するための系統的な教育プログラムを構成する校種ごとのカリキュラムを編成し、平成31年度に各学校段階を通じた系統的な教育プログラムを編成し公表する。

また、グローバルな人材を育成できる教員を養成するために、「グローバル教員育成プログラム」を実施する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○学部・大学院・各センター等と附属学校相互間の連携を一層強化し、附属学校の設置目的を踏まえて附属学校の機能を向上させる。

○附属学校教員の資質向上を図り、幼児・児童・生徒に対する教育機能を向上させるために、大学教員組織と附属学校間、及び各附属学校相互の連携をさらに密接にして、引き続き現代的教育課題に対応する研修等を実施する。

○附属学校は、学部の教育実習や大学院の教職専門実習等における学部生・大学院生の指導方法のより一層の充実を図り、教育実習の改善に貢献する。

○附属学校の特色を活かし、大学の方針に基づく学部・大学院の教員養成及び実践的教育研究に協力するとともに、将来を見据えた教育的課題に対応する研究を進める。

○地域の教育力向上に貢献するため、教育委員会等との連携を一層強化して人事交流を行うとともに、教育研究活動を積極的に実施し、その成果を広く社会に公表する。

○附属学校の設置目的を踏まえ、その機能を向上させるため、引き続き附属学校としての在り方を定期的に点検し、改善する。

○学校教育法改正に伴い、平成28年度より義務教育学校が制度化される。附属京都小・中学校では平成15年度から小中一貫教育に向けた研究を重ねてきた。今回の法改正を受けて、この蓄積を活かし、これから設立される義務教育学校のモデル構築を目指し、第3期中期目標期間に義務教育学校へ移行する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

○学長のリーダーシップの下、大学の強みや特色を活かし、教育、研究、社会貢献の機能を向上させるガバナンス体制を整備する。

○男女がともにその人権を尊重され、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、性別・年齢にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し活躍することの意義について、学生及び教職員の理解を促進するとともに、男女共同参画を推進する体制を強化する。

○弾力的な人事給与制度を導入する。

○財務や会計だけでなく大学のガバナンス体制等についても監査する等監事機能を強化し、内部監査体制を充実させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○学長を補佐する体制を定期的に点検し、権限と責任が一致した意思決定システムを確立し運用する。

○男女共同参画に関する学生及び教職員の意識啓発の取組を引き続き実施するとともに、男女共同参画の推進体制を強化するため、第3期中期目標期間中の女性管理職割合を13%以上とする。

○教職キャリア高度化センター特任教員及び連合教職実践研究科特任教員について、平成28年度中に年俸制を導入する。

○監事機能を強化するため、監事が役員会に出席し、業務執行の状況を把握することにより、大学のガバナンス体制等の監査を充実させる。

○監事、会計監査人、内部監査室それぞれの視点から監査等の情報や意見交換を平成28年度から毎年2回実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○本学は、時代の状況や社会の要請に対応して、平成18年度に教育学部総合科学課程（新課程）の募集を停止して教員養成課程に一本化し、学内の人的資源を教員養成に集中してきた。また、教員養成高度化に対応するため、平成20年度に全国に先駆けて京都の8大学の連合による連合教職実践研究科（連合教職大学院）を入学定員60名（13名は教育学研究科修士課程からの振替）で設置し、大学院に占める連合教職実践研究科の入学定員の割合を51%強とした。さらに、教育学研究科修士課程については、教育実践力を一層強化するために教育課程の大きな改革を行い、第2期中期目標期間中は改革を実質化するための改善を積み重ねてきた。第3期中期目標期間は、教科と教職の高度な専門性に加えて、教育実践力と教育実践に関する研究遂行力を兼ね備えた教員の養成を一層推進するため、大学院全体として教育学研究科と連合教職実践研究科の組織を見直す。

○教員の養成と採用後の研修を連続的に捉えて、京都府・市教育委員会と密接に連携して養成・研修に係る課題に取り組む体制を一層強化し、教員養成から教員就職後の職能向上までを見通した支援体制を充実させるため、附属教育実践センター機構の教育研究組織の見直しを行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

○職員に対する業務の見直しの徹底及び職員の意識改革の促進により、事務処理の効率化・合理化を進める。

○連合教職実践研究科をさらに機能強化し重点化するため、また将来の教員養成像を見通して教育学研究科を教員養成高度化に対応させるため、教育学研究科と連合教職実践研究科の入学定員を見直し、第3期中期目標期間中に組織を再編する。

○第2期中期目標期間の後半の改革加速期間に、就職・キャリア支援の機能を強化するため、教育支援センターに「就職・キャリア支援部門」を新設し、同部門に京都府・市教育委員会推薦の客員教授を配置して、就職・キャリア教育関連の業務を統括する機能をもたせた。これによって、教育支援センターの既設の現地教育部門が同部門と密接に連携して学生の就職・キャリア支援を推進する体制を整備した。第3期中期目標期間は、教員養成と採用後の現職教員支援に関する機能を強化するため、附属教育実践センター機構内の各センターの機能を点検して、平成30年度に再編統合を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務系の職員全員を対象とした全学的な会議を毎年開催し、業務上の課題等を共有することによって意識改革を促進するとともに、平成25年8月に実施した事務組織の再構築について引き続き点検を行う。

○業務の効率化・合理化を図るため、複数年契約及び他大学との連携による共同調達や一括調達を引き続き行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

○外部研究資金や寄附金の獲得等自己収入の確保及び増加を図る。

2 経費の抑制に関する目標

○管理的経費等を維持するための対策を継続する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費助成事業や民間団体の研究助成、奨学寄附金等の外部資金獲得のための全学的な支援や取組を行う。科学研究費助成事業については、申請率（継続を含む）を教員の50%以上に維持する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○平成21年度から取り組んでいる省エネルギー対策による削減率1%の方策を引き続き実施し、原単位あたりのエネルギー量を維持する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的かつ経営的視点に立って大学が保有する資産を効率的・効果的に運用する。

○大学が保有する施設・設備等を効率的・効果的に運用する。

○寄附金、運営費交付金等資金の収支状況を定期的に確認し、その金額、期間を勘案した上で運用可能な資金について効果的な運用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標

○自己点検・評価体制をさらに充実させるとともに、積極的に学外者の意見を聴き、大学運営の改善に活用する。

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価に関するPDCAサイクルを更に充実させ、法人室全体会議を定期的に開催して、各部署及び大学全体の課題を共有することで内部質保証を強化する。

○教育研究等の質を維持・向上させるため、引き続き教員の教育研究活動及び社会活動の評価を行い、評価結果に基づく教育研究活性化経費の配分を行う。

○京都府・市教育委員会の管理職や公立学校長等によって構成される「京都教育大学連携協議会」、及び外部評価委員会等を定期的に開催する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

○広報組織を充実し、大学情報を積極的に公開・提供する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○外部有識者が入った広報戦略を検討する委員会等を毎年2回程度開催する。

○ホームページ等を通じて、資産状況、外部資金獲得状況、組織の状況など法人の実情を引き続き公開し、また教員養成大学の使命としての学部生・大学院生の教員就職状況、現職教員の再教育のための諸活動の状況等を引き続き公開していく。

○大学ポートレート等を活用し、教員を志望する生徒や学校教育関係者に、本学の教員養成機能の特長をアピールする等情報発信を行う。

V その他業務運営に関する重要目標

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

○安全安心な教育研究等の基盤である既存施設の長寿命化を図るため、戦略的な施設マネジメントを実施するとともに、緑豊かなキャンパスの植栽保全計画を整備し、地域・社会の交流を図る場として提供する。

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○キャンパスマスタープランを充実し、機能強化への対応、教育研究施設等の長寿命化への対応、共同利用スペース(競争的スペース、共通スペース)の有効活用を踏まえた戦略的な施設マネジメントを引き続き実施し、安全安心な教育研究等の場を提供する。

○キャンパス緑地保全計画を平成28年度に策定し、京都駅から近い緑豊かなキャンパスを地域貢献・社会貢献を図る場として提供する。

2 安全管理に関する目標

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全・衛生を確保するために必要な対策を講ずるとともに意識の啓発を推進する。

○安全・衛生を確保するため、事故や健康障害の防止策を検討する委員会を毎月開催するとともに、安全衛生に関する学内巡視と意識啓発等を目的とする研修を年間3回実施する。

3 法令遵守等に関する目標

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

○法令遵守(コンプライアンス)を徹底し、危機管理機能を強化する。

○研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の不正使用の防止に関する体制を充実させる。

○役員及び教職員の法令遵守の意識向上に取り組むとともに、危機管理基本マニュアルに従って危機管理個別マニュアルを整備、点検しつつ、適宜訓練を実施する等危機管理体制を整備する。

○ガイドラインを踏まえて策定した規程に基づく管理責任の明確化、研究倫理教育やコンプライアンス教育のための研修を毎年1回実施する。

(その他の記載事項)(別紙に整理)

○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額
○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画
○人事に関する計画 ○中期目標期間を超える債務負担 ○積立金の使途

(備考)

1. 様式は、A4版横長用紙に横書きとしてください。
2. 中期計画として別紙に記載する学生収容定員については、平成28年度時点の学部・研究科等の単位で後年度の学年進行分も含め記載してください。その際、①医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る定員及び②研究科における各課程(修士、博士、専門職学位)別の定員については、その内数を記載してください(別紙「学部等の記載例」参照)。
3. 学部の学科、研究科の専攻に関しては、年度計画にその名称、収容定員を記載してください(別紙「学部等の記載例」参照)。

学部・研究科の収容定員等について(京都教育大学)

平成27年10月5日作成

中期目標		中期計画		
学部	教育学部	学部	教育学部	1200人
研究科	教育学研究科	研究科	教育学研究科	114人
	連合教職実践研究科		連合教職実践研究科	120人